

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書の提出について

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成26年12月19日提出

秦野市議会総務常任委員会
委員長 山下博己

提案理由

国家の基本規定である日本国憲法について、国会における活発かつ広範な議論を推進するとともに、主権者である国民による議論を喚起するよう、国に意見書を提出するものであります。

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。

この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は今日に至るまでの約70年間、一度も改正されていないが、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じていることを鑑みれば、憲法についても、直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められる。

このような状況の中、国会でも、平成19年5月の日本国憲法の改正手続きに関する法律（憲法改正国民投票法）の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。

憲法は国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

したがって、国会及び政府においては、日本国憲法について、国会における活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
法務大臣

秦野市議会議長 諸 星 光